

記者発表（ 発表 ・資料配付）				
月／日 （曜日）	担当課（室） 班名	電話番号 （直通）	発表者名 （担当主幹名）	その他の発表先 配付
6／22 （木）	高校教育課 教育指導班	内線 5736 （078-362-9444）	清瀬 欣之 （大角 謙二）	

**平成30年度兵庫県公立高等学校入学者選抜に関する基本方針及び
平成30年度兵庫県立中等教育学校入学者選考要綱について**

本日、教育委員会において平成30年度兵庫県公立高等学校入学者選抜に関する基本方針を決定しました。この決定に基づき「平成30年度兵庫県公立高等学校入学者選抜要綱」を作成し、平成30年度兵庫県公立高等学校入学者選抜を実施します。

併せて、「平成30年度兵庫県立中等教育学校入学者選考要綱」についても別添のとおり決めました。

平成29年度からの主な変更点

1 平成30年度兵庫県公立高等学校入学者選抜に関する基本方針

兵庫県立大学附属高等学校が公立大学法人兵庫県立大学に移管されたことから、兵庫県立大学附属高等学校に関する項目を削除。

2 平成30年度兵庫県立中等教育学校入学者選考要綱

(1) 兵庫県立大学附属中学校の移管に伴う変更

兵庫県立大学附属中学校が公立大学法人兵庫県立大学に移管されたことから、標題を変更し、兵庫県立大学附属中学校に関して記述した部分を削除。

**(2) 兵庫県立芦屋国際中等教育学校の募集する対象者をより明確にしたことに伴う変更
入学者選考の対象者を、学校設置の趣旨に基づきより明確にしたことに伴う変更。**

**(3) 兵庫県立芦屋国際中等教育学校における抽選による選考の廃止に伴う変更
合格者の決定について、抽選による選考を廃止したことに伴う変更。**

平成30年度兵庫県公立高等学校入学者選抜に関する基本方針

I 入学者選抜の対象となる学校等

- 1 学校
すべての公立（県立及び市立）高等学校
- 2 課程
全日制課程、定時制課程、通信制課程
- 3 学科
普通科（コース、単位制による課程を含む。）、専門教育を主とする学科及び総合学科

II 入学者選抜の基本方針

兵庫県公立高等学校（以下「高等学校」という。）の平成30年度入学者の選抜は、「学校教育法施行規則」（昭和22年文部省令第11号）第90条並びに「高等学校の入学者選抜について」（平成5年2月22日付け文初高第243号文部事務次官通知）及び「高等学校の入学者選抜の改善について」（平成9年11月28日付け文初高第243号文部省初等中等教育局長通知）を踏まえ、この基本方針に基づき別途定める「平成30年度兵庫県公立高等学校入学者選抜要綱」（以下「要綱」という。）により厳正に実施する。

（出願資格）

- 1 入学を志願することのできる者は、平成30年3月に中学校（特別支援学校中学部、文部科学大臣が認定した在外教育施設等を含む。以下同じ。）を卒業する見込みの者並びに学校教育法第57条及び同施行規則第95条に規定する者とする。

（入学者選抜の方法）

- 2 入学者の選抜は、複数志願選抜又は各高等学校単独で行う。全日制普通科（中高一貫教育校を除く。）及び総合学科における学力検査については複数志願選抜で行い、その他については各高等学校単独で行う。
- 3 各高等学校単独の選抜は、学科ごとに行うことを原則とするが、専門教育を主とする学科を設置する高等学校にあっては、複数の学科の募集定員を一括して選抜することができる。この場合の実施校・学科については、別途定める。

（出願手続）

- 4 志願者は、1校1学科に出願する。ただし、複数志願選抜で行う入学者選抜にあっては、第2志望校を付して出願できる。
また、要綱に定めるところにより、志願先を変更することができる。

（合否判定資料）

- 5 入学者の選抜は、中学校の校長（当該教育施設の長。以下同じ。）から送付された調査書その他必要な書類、学力検査の成績等を資料として行う。

（学力検査及び調査書の取扱い）

- 6 学力検査による入学者の選抜においては、学力検査の成績と調査書の学習評定との比重が同等となるようにする。

また、調査書の特別活動、部活動等の記録において顕著な内容がある場合には、その内容を各高等学校の特色に応じて評価して特別に取り扱うことができる。

- 7 各高等学校の特色に応じ、学力検査を実施しない入学者の選抜を行うことができる。

（学力検査の内容）

- 8 学力検査は、「国語」、「社会」、「数学」、「理科」、「英語（聞き取りテストを含む。以下同じ。）」の5教科で実施する。その際、中学校学習指導要領に示されている5教科の目標に則し、内容の基本的事項について出題し、知識・技能及びこれらを活用する思考力、判断力等基礎的な学力についての検査とする。
- ただし、学力検査において総合学科のみを志望し、実技検査での受検を希望する者は、出願時に「音楽」、「美術」、「保健体育」、「技術・家庭」の4教科の実技検査のうちの希望する1教科を届け、学力検査のうちの1教科に代替することができる。
- その際、実技検査は、中学校学習指導要領に示されている4教科の目標に則し、内容の基本的事項についての検査とする。

（面接）

- 9 受検者の進路に対する意志の確認等、調査書の記載事項とも関連して、受検者に対する理解を一層深める必要がある場合には、面接を実施して、その結果を選抜のための資料に加えることができる。

（推薦入学）

- 10 推薦入学による入学者の選抜は、全日制の課程のうち、専門教育を主とする学科、総合学科並びに普通科の一部に設置する国際文化系コース、自然科学系コース、総合人間系コース、健康福祉系コース及び単位制による課程について実施する。
- その際、中学校の校長から送付された推薦書、調査書その他必要な書類、要綱に基づいて実施する適性検査、面接等の結果を資料として選抜を行う。
- なお、帰国生徒にかかわる推薦入学は、国際関係に関する学科及び国際文化系コースについて実施する。

（成人特例入学者選抜）

- 11 定時制の課程の受検者のうち満20歳以上の希望する者については、学力検査を行わず、面接及び作文による選抜を実施する。

（通信制課程）

- 12 通信制の課程の入学者の選抜は、面接を実施し、その結果及び調査書その他必要な書類を資料として行う。

（再募集）

- 13 定時制の課程及び通信制の課程において、合格者が募集定員に満たない場合には、所管教育委員会に届け出て、更に募集を行うことができる。

平成 30 年 度
(2018 年度)

兵庫県立中等教育学校入学者選考要綱

兵庫県教育委員会

目

次

I	入学者選考を実施する学校	1
II	通学区域	1
III	選考における志願者取扱	1
IV	合格者の手続	3
V	県外（海外を含む。）から志願する者の手続	4

○ 諸 様 式

（様式1）	入学願書・受験票	5
（様式2）	志願理由書	6
（様式3）	推薦書	7
（様式4－1）	可否通知書	8
（様式4－2）	合格通知書	9
（様式5）	入学意志確認書	10
（様式6）	入学予定者証明書	11
（様式7）	兵庫県立芦屋国際中等教育学校入学志願承認申請書	12
（様式8）	兵庫県立芦屋国際中等教育学校入学志願承認書	13

○ そ の 他

[付1]	Vによる特別事情について	14
[付2]	平成30年度兵庫県立芦屋国際中等教育学校入学志願手続等に関する期限 等の一覧表	15
（別紙様式）	海外在留証明書	16

兵庫県立中等教育学校入学者選考要綱

I 入学者選考を実施する学校

- 101 入学者選考を実施する学校は、次のとおりとする。
兵庫県立芦屋国際中等教育学校
- 102 兵庫県立芦屋国際中等教育学校（以下、「中等教育学校」という。）の入学者の選考については、この要綱の定めるところによる。
- 103 中等教育学校における募集人数は80人とし、その内訳は下表のとおりとする。

対 象 者	人数
日本語や日本文化への理解が不十分な外国人児童で、平成24年4月1日以降に来日し、かつ日本国籍を有しない児童	30人
海外から帰国した児童で、平成24年4月1日以降に帰国し、かつ継続して1年以上海外に居住した児童	30人
本校の教育目標を理解し、留学や海外での生活等を目指して特に入学を希望する児童	20人

ただし、各対象者の合格者がそれぞれの募集人数に満たない場合は、他の対象者により満たすものとする。

II 通学区域

- 201 通学区域は、県下全域とする。

III 選考における志願者取扱

（出願資格）

- 301 入学を志願することのできる者は、次の(1)、(2)のいずれかに該当する者で、6年間を継続して中等教育学校で学ぶ意欲があり、かつ、中等教育学校長がその特色ある教育内容に応じて別に定める要件を満たす者とする。
- (1) 平成30年3月に小学校又はこれに準ずる学校（以下、「小学校」という。）を卒業見込みの者
 - (2) 小学校に在籍していない者で平成17年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた者
- 302 中等教育学校を志願する者については、通学区域内に保護者（本人に対して親権を行う者をいい、親権を行う者がいないときは、本人の後見人をいう。以下同じ。）とともに居住している者に限る。

303 第302項の他、特別の事情のある場合は、Vによる。

(出願手続)

304 中等教育学校の志願者の保護者は、次の書類に入学考査料を添えて、第309項に定める受付期間に、中等教育学校長に出願しなければならない。

なお、この場合、郵送は認めない。

ただし、第301項(2)に該当する志願者については別途指示する。

(1) 入学願書・受験票(様式1)

(2) 志願理由書(様式2)

志願理由書は志願者本人が記載する。

(3) 推薦書(様式3)

(4) 第302項の保護者が後見人の場合は、小学校長が確認した旨の副申書(様式自由)

(5) 中等教育学校長が発行した入学志願承認書(Vに該当する者に限り必要。)(様式8)

(6) その他、中等教育学校長が必要と認める書類

(面接・作文等)

305 志願者に対しては、面接及び作文を実施する。

306 面接及び作文は、中等教育学校において実施する。

307 面接及び作文の期日は、平成30年2月3日(土)とし、その方法及び時間表は別途、中等教育学校長が決定する。

(小学校長の任務)

308 小学校長は、第304項に定める書類について、保護者が中等教育学校長に第309項の受付期間に提出できるように作成する。

(受付期間)

309 受付期間は、平成30年1月16日(火)から平成30年1月19日(金)の9:00~16:30(ただし、1月19日(金)は9:00~12:00)の間とする。

(中等教育学校長の任務)

310 入学願書等を受理した中等教育学校長は、受験票を交付する。

311 中等教育学校長は、小学校長から受験における特別措置についての連絡・協議があった場合は、県教育委員会事務局高校教育課長と協議する。

(入学者選考実施本部等の設置)

312 面接及び作文を実施する中等教育学校には、入学者選考を厳正に実施する責任体制を明確にするため、入学者選考実施本部を設ける。入学者選考実施本部長は、中等教育学校長とし、入学者選考の実施に係る業務を総括する。

313 入学者選考実施本部には、選考委員会を設ける。

314 選考委員会には、次の作業グループを設ける。

書類審査グループ

面接グループ

作文審査グループ

(選考委員会)

- 315 選考委員会は、中等教育学校長が委員長、教頭が副委員長となり、中等教育学校の教職員の中から中等教育学校長が任命した委員をもって組織する。
- 316 選考委員会は、中等教育学校の教育目標に照らして、書類審査グループ、面接グループ、作文審査グループから報告された諸資料を総合して合格候補者の選考を行う。

(書類審査グループ)

- 317 書類審査グループは、中等教育学校の教員の中から中等教育学校長が任命したグループ長1名、メンバー若干名をもって組織する。
- 318 書類審査グループの任務は、次のとおりとする。
- (1) 中等教育学校の教育目標に照らして、志願理由書等、保護者から提出された書類の記載事項を厳正に審査し、判定資料を作成する。この場合、審査の公平厳正を期するため、1書類につき3名以上が審査に当たる。
 - (2) (1)によって作成した判定資料を選考委員会に報告する。

(面接グループ)

- 319 面接グループは、面接を実施する中等教育学校の教員の中から中等教育学校長が任命したグループ長1名、メンバー若干名をもって組織する。
- 320 面接グループの任務は、次のとおりとする。
- (1) 志願理由書の記載内容や6年間の継続的な学習への意欲等を踏まえて面接を実施し、その結果に基づいて判定資料を作成する。この場合、審査の公平厳正を期するため、2名以上が面接に当たる。
 - (2) (1)によって作成した判定資料を選考委員会に報告する。

(作文審査グループ)

- 321 作文審査グループは、中等教育学校の教員の中から中等教育学校長が任命したグループ長1名、メンバー若干名をもって組織する。
- 322 作文審査グループの任務は、次のとおりとする。
- (1) 作文の内容を審査し、判定資料を作成する。この場合、審査の公平厳正を期するため、各作文につき3名以上が審査に当たる。
 - (2) (1)によって作成した判定資料を選考委員会に報告する。

(合格者の決定)

- 323 中等教育学校長は、選考委員会の選考に基づいて合格者を決定する。

(合格者の発表)

- 324 合格者の発表は、平成30年2月8日(木)とし、校内に受験番号を掲示して行う。
併せて小学校長及び合格者本人あてに選考結果を通知(様式4-1及び4-2)する。

IV 合格者の手続

(「入学意志確認書」の提出)

- 401 合格者の保護者は、平成30年2月16日(金)から平成30年2月20日(火)までの9:00~16:30(た

だし、日曜を除く。)の間に「入学意志確認書」(様式5)を中等教育学校長に提出する。

(「入学予定者証明書」の交付)

402 中等教育学校長は、第401項の手続きを行った者に「入学予定者証明書」(様式6)を交付する。

(市町組合教育委員会への届出)

403 「入学予定者証明書」の交付を受けた入学予定者の保護者は、市町組合立中学校に入学しない旨を速やかに当該教育委員会に届け出なければならない。

(入学の辞退)

404 入学予定者が、保護者の転勤等のやむを得ない事情により、入学を辞退しようとする場合、その保護者は、速やかに「入学辞退届」(様式自由)を中等教育学校長に提出する。

V 県外(海外を含む。)から志願する者の手続

(入学志願承認申請)

501 県外(海外を含む。)に居住する者、または県内に在住し県外の小学校に在籍している者で、特別事情により、中等教育学校に入学を志願する者は、「入学志願承認申請書」(様式7)により、中等教育学校長の承認を得なければならない。

なお、この場合、原則として郵送は認めない。

502 特別事情の内容、添付書類については、[付1]による。

503 この件に関する事務手続は、平成30年1月9日(火)から平成30年1月12日(金)まで、中等教育学校において行う。

なお、受付時間は9:00~16:30とする。

504 志願者の保護者は、前項の手続により中等教育学校長から交付された「入学志願承認書」(様式8)を入学願書に添えて、第304項の手続により、中等教育学校長に提出しなければならない。

505 推薦書等、小学校(海外の日本人学校、現地校等)において作成する書類の提出は、第304項による。

ただし、海外から志願する場合で、海外における最終学校の校長の推薦書等を提出できない場合は、志願者の保護者はその旨を中等教育学校長に届け出ること。

(様式1)

※

入 学 願 書

年 月 日

兵庫県立芦屋国際中等教育学校長 様

(フリガナ)

志願者名

(フリガナ)

保護者名

私は、貴校第1学年に入学したいので、保護者と連署し、入学考査料を添えて志願します。

		受験番号	※	
志願者	現住所	〒		
	生 年 月 日	年 月 日 生	性別	
	出 身 小学校	立 小学校 (平成 年 月 卒業見込み)		
保護者	現住所	〒		
		電話番号 () ー		
面接・作文での 使用希望言語		面 接	作 文	

上記の入学願書は、平成30年度兵庫県立中等教育学校等入学者選考要綱の趣旨に照らし、適当であると認めます。

平成 年 月 日

立

小学校長

校長名

印

受付 月日	受験 番号	フリガナ	出身小学校	志願者 現住所	入学考査料(2,200円) 領収日付印		合否
		志願者名		保護者名	出納員 領収印	取扱者 印	
		生 年 月 日	性 別				受験票と の割り印
※	※		小学校		※	※	
		・ ・ 生					

- ・ ※印欄は記入しないでください。
- ・ 志願者と保護者の住所が同じ場合、保護者住所の欄には「志願者と同じ」と記入してください。

受 験 票

兵庫県立芦屋国際中等教育学校

(写 真) 縦40mm, 横30mm	(フリガナ) 志願者名		入学考査料 領収日付印
	年 月 日 生 性別 ()		
	受験番号	※	
	出 身 小学校名		
現 住 所			

1 面接・作文の期日

平成30年2月3日(土)

2 日 程

受付 9:40~10:10

作文 11:00~12:00

(昼食)

面接 13:00~

(様式2)

※

志 願 理 由 書

年 月 日

兵庫県立芦屋国際中等教育学校長 様

小学校名 立 小学校

(フリガナ)

志願者名

私が兵庫県立芦屋国際中等教育学校を志願する理由は次のとおりです。

本人が記入する欄

- ・ 本人が必要事項を記入する。日本語での記入が困難な場合は、英語または母語で記入してもよい。
※印欄は記入しない。

(様式3)

※

推 薦 書

志願者	(フリガナ) 志願者名					国籍		
	年 月 日生 性別 ()					年齢	歳 (2018年4月1日現在)	
	現住所 〒							
	出身小学校名 平成 年 月 (卒業見込み)							
欠席日数	4学年	日	5学年	日	6学年	日 (12月末現在)	欠席の主な理由	
海外での 生育歴	国 名	居住地名	期 間			教育機関名 (在籍していない期間は空欄のまま)		
			年 月 ～ 年 月 (歳)					
			年 月 ～ 年 月 (歳)					
			年 月 ～ 年 月 (歳)					
			年 月 ～ 年 月 (歳)					
在留 期間	海外在留期間	就学前の期間	【現地校・国際学校】在学期間 (該当するものを○で囲む)			日本人学校在学期間	日本語補習授業校在学期間	
	継続して 年 か月	年 か月	年 か月			年 か月	年 か月	
言語 状況	日 本 語 の 能 力		外 国 語 の 能 力					
			()語			()語		
	1 聞く力 () 2 話す力 () 3 読む力 () 4 書く力 ()		1 聞く力 () 2 話す力 () 3 読む力 () 4 書く力 ()			1 聞く力 () 2 話す力 () 3 読む力 () 4 書く力 ()		
言語能力は右の記号で記入する：A (よくできる) B (できる) C (あまりできない) D (全くできない)								
趣味 特技				得意 教科			不得意 教科	
推 薦 理 由								
上記の記載事項に誤りのないことを証明する。平成 年 月 日 小学校名 校長名								

- ・ この推薦書は、小学校長が作成した後、厳封の上、志願者の保護者を経て、中等教育学校長へ提出する。その際、封筒の表に、小学校名と志願者名を記入する。※印欄は記入しない。
- ・ 「海外在留期間」の欄は、継続して在留した最長の期間を記入する。
- ・ 「言語状況」の欄は、外国人児童あるいは帰国児童のみ記入する。

(様式4－1)

合 否 通 知 書

平成 年 月 日

立 小学校長 様

兵庫県立芦屋国際中等教育学校長 印

貴校からの受験者について、合否を下記のとおり決定しましたのでお知らせします。
なお、合格者には、合格通知書を別途送付しております。

記

番	受 験 者 名	受験番号	合 否

※ 本用紙は、兵庫県立芦屋国際中等教育学校長が作成する。

(様式 4-2)

合格通知書

平成 年 月 日

立 小學校

受験番号 ()

受験者名 様

兵庫県立芦屋国際中等教育学校長 印

あなたは、平成30年度兵庫県立芦屋国際中等教育学校入学者選考において、本校に合格したので通知します。

※ 本用紙は、兵庫県立芦屋国際中等教育学校長が作成する。

(様式5)

にゅう がく い し かく にん しょ
入 学 意 志 確 認 書

年 月 日

兵庫県立芦屋国際中等教育学校長 様

き こう

私は、貴校に入学します。

(フリガナ)

合格者名

(合格者本人がボールペン書きするものとする)

現住所

出身小学校

立

小学校

(フリガナ)

保護者名

(保護者本人がボールペン書きするものとする)

現住所

※ 合格者の保護者が受験票とともに持参し、兵庫県立芦屋国際中等教育学校長に提出すること。

入 学 予 定 者 証 明 書

(フリガナ)
入学予定者名

現 住 所

出 身 小 学 校 立 小学校

(フリガナ)
保 護 者 名

現 住 所

上記の者は、平成30年度兵庫県立芦屋国際中等教育学校入学予定者であることを証明します。

平成 年 月 日

兵庫県立芦屋国際中等教育学校長 校長名



※ 本用紙は、兵庫県立芦屋国際中等教育学校長が作成する。

兵庫県立芦屋国際中等教育学校入学志願承認申請書

私は、下記の事情により、貴校に入学を志願したいので、保護者と連署して申請します。
なお、入学後、申請した内容と相違した場合は、入学を取り消されても異存はありません。

年 月 日

兵庫県立芦屋国際中等教育学校長 様
(フリガナ)
志願者名

(フリガナ)
保護者名

記

- 1 志願者の現住所
- 2 保護者の現住所
- 3 連絡先電話番号 () —
- 4 転居予定地
- 5 志願者と保護者の続柄 志願者の
- 6 出身小学校 立 小学校
- 7 特別の事情（具体的に記載のこと）
 - ・家屋新築又は購入による転居（転居予定年月日 年 月 日）
 - ・保護者の転勤等による転居（転居予定年月日 年 月 日）
 - ・その他

上記の記載事項に誤りのないことを証明します。

平成 年 月 日

小学校名

校長名



※ 本用紙は、兵庫県立芦屋国際中等教育学校長が作成する。

(様式8)

〇〇〇第 号

兵庫県立芦屋国際中等教育学校入学志願承認書

志 願 者 名

保 護 者 名

出身小学校 立 小学校

志願者現住所

転居予定地

審査の結果、上記の者が本校へ入学志願することを承認します。

平成 年 月 日

兵庫県立芦屋国際中等教育学校長 校長名



※ 本用紙は、兵庫県立芦屋国際中等教育学校長が作成する。

【付1】 Vによる特別事情について

特 別 事 情 の 内 容					必 要 書 類							
					A	B	C	D	E	F	G	
1	保護者と共に転居し県内の中等教育学校を受験する場合	(1)	家屋を新築又は購入し転居		○		○					
		(2)	借家・社宅等へ転居		○			○				
		(3)	親族等の家に同居		○	○			○			
		(4)	空家（持家）への転居		○					○		
2	保護者と別居しており、転居により保護者が居住する県内の中等教育学校を受験する場合	(1)	保護者の居住地に転居		○	○						
		(2)	新たに居住地を定め転居	ア	家屋を新築又は購入する場合	○		○				
				イ	借家・社宅等	○			○			
				ウ	親族等の家に同居	○	○			○		
3	現在外国に居住し、平成30年4月7日までに帰国を予定している場合	(1)	保護者と共に帰国	・上記1に同じ （ただし、住民票記載事項証明書は除く） ・在留先・在留期間を証明する書類 （会社が発行する証書等）（別紙様式参照）								
		(2)	本人のみの帰国									○
4	県内に保護者と共に居住し県外の小学校へ通学している場合				○							
5	養子縁組をしているが、県外の実父母のもとに居住し通学している者で、養子先が県内にあり中等教育学校を受験する場合				・本人・養父母の住民票記載事項証明書 ・小学校長が家庭事情等を説明する副申書							
6	上記1～5に当てはまらない場合		志願しようとする中等教育学校に事前に連絡									

<承認申請に必要な添付書類一覧>

- A・・・ 本人及び保護者の現住所の住民票記載事項証明書
- B・・・ 転居先住所の表示がある公共料金（ガス、水道）等の領収書(写)、または通知書（写）（3ヶ月以内のもの）
- C・・・ 転居先及び平成30年4月7日までに転居できることを証明する書類（建築物確認済証(写)、入居決定通知書(写)、売買契約書(写)、家屋の登記事項証明書のうちいずれか）
- D・・・ 転居先及び平成30年4月7日までに転居できることを証明する書類（家屋賃貸証明書、使用貸借証明書、家屋賃貸契約書(写)、入居決定通知書(写)のうちいずれか）
- E・・・ 親族等の同居承諾書
- F・・・ 固定資産税納付書(写)又は家屋の登記事項証明書
 なお、持家を他人に賃貸中の場合は、平成30年4月6日までに退居する旨の賃借者の承諾書
- G・・・ a 在留先・在留期間を証明する書類（会社が発行する証書等）（別紙様式参照）
 b 保護者の身元引受依頼書
 c 身元引受人の住民票記載事項証明書及び身元引受承諾書

※ 上記の添付書類で（写）としている書類の場合は、確認のためにその原本も持参すること。

平成 30 年 度
兵庫県立芦屋国際中等教育学校入学志願手続等に関する期限等の一覧表

項目 事項	期 限	作 成 者 又 は 発 行 者	提出先又は通知先
県外、海外からの入学 志願承認申請の手続	自 1月9日(火) 至 1月12日(金)16:30 まで	志 願 者	芦屋国際中等教育 学校長
願 書 受 付	自 1月16日(火) 至 1月19日(金)12:00 まで	志 願 者 の 保 護 者	芦屋国際中等教育 学校長
選 考 日 (面接及び作文)	2月3日(土)		
合 格 者 発 表	2月8日(木)	芦屋国際中等教育 学校長	小学校長及び合格者
入 学 意 志 確 認 書	自 2月16日(金) 至 2月20日(火)16:30 まで (ただし、日曜を除く)	合 格 者 の 保 護 者	芦屋国際中等教育 学校長

(別紙様式)

兵庫県立芦屋国際中等教育学校長 様

海 外 在 留 証 明 書

所 属 者 名	
志 願 者 名	

上記の所属者は、志願者を伴い、以下のとおり海外に在留していたことを証明します。

年 月 日

会社等名称

所 在 地

役職・記載責任者名

印

期 間	海 外 在 留 地
年 月 日 ～ 年 月 日	
年 月 日 ～ 年 月 日	
年 月 日 ～ 年 月 日	

(注) 様式は、各会社等で使用している証明書の様式でも可です。原則として保護者の所属する機関の人事部(課)等の責任者による証明を行ってください。

自営業等のため上記の証明が得られない場合は、保護者及び志願者の滞在期間を明らかにできるパスポートのコピーを貼付してください。